

# 市民総幸福のまちづくり条例について

## いくつかの意義

- 「幸福」をまちづくりの理念や中心軸として  
みんなで共有
- 「幸福度指標」を行政運営の羅針盤に
- 「誰一人置き去りにされない」行政運営の  
基礎基盤に

# 条例の意義 その一

「幸福」をまちづくりの理念や中心軸として市民みんなで共有

想 い

市民お一人お一人の幸福実感が高まっていくまちづくりをゆるぎなく進めたい！

何が必要？

「幸福を、まちづくりの理念や中心軸として、市民みんなで確認、共有しておくことが重要

これにより

常にこの原点に立ち返ることで、行政の一つ一つの判断において「一旦たち止まる」「360度見回す」「足元を確かめる」ことができる

結 果

気づかないうちに大切なことが埋没されていた、ということは少なくなる！

# 条例の意義 その二

## 基本計画に基づき「幸福度指標」を行政運営の羅針盤に

### 取り巻く環境

地方行政の課題も多様化する一方で財政規律も欠かせない

### 問われている

“政策・施策間の優先順位”をどう付けていくか

### 方法

市民の皆さんが何を大切に考え、願っているのか、その可能な限りの公約数を“幸福度指標”として導入し、これを参考情報としての羅針盤に

### 根拠として

条例を幸福度指標づくりの基盤に（基本計画を前提）

# 条例の意義 その三

「誰一人置き去りにされない」行政運営の基礎・基盤に

ともに支え合い、たすけ合い、高め合うセーフティネットなどの公助

共助・公助の大切さを条例に位置付

政策形成が適切に促される

広く市民に共有され自然な形で社会的に波及

幸福度向上  
とも一定の  
相関

「誰一人置き去りにされない」の含意

誰かの幸福感が犠牲になって他の誰かの幸福感の向上が図られることは全く前提にない

「誰一人置き去りにされず、誰もが幸福をますます」を政策運営の大前提に共有

まちづくり委員会答申でも

社会的に弱い立場の方がいる。何よりそのような方々のためにこそ、誰もが幸福になれるまちづくりをしていく。市民皆の幸福を一番に考え、これを誰よりも願っている行政をつくる！

# 地域のみんなで支え合い ～互いに学び合い・喜び合い～

## 学校支援ボランティア

～地域で子どもの学びを支援～

すべての幼稚園、小学校、中学校で学習支援、部活動支援、読み聞かせ、学校の環境整備など、特技や技能を活かしたボランティアで子どもの学びを支援

平成26年度ボランティア活動実績

《延べ2,407日／9,774人》



地域の歴史学習支援

## 病院内ボランティア

病院内の食事介助支援、音楽演奏会、小学生の絵画展、植栽剪定・除草作業等の病院周辺整備など、地域に根差したボランティア活動を展開

平成26年度ボランティア活動実績

《延べ95回／284人》



音楽演奏会

# 地域をこえた支え合い ～人の笑顔を働く力に～

H26年度 生活困窮者自立促進モデル事業

## □ 就労困難者のための農業体験セミナー(就労準備支援事業)

農業・農産物活用体験を通じた都市・地方間連携による  
就労・生活自立促進事業(大阪市西成区との連携)

土に触れ農作物を育てる農業体験をするだけでなく、都市・地方間連携(大阪市西成区)によって、自己有用感の向上と回復を図る。

《セミナー期間：5月～10月(半年間)》

○京丹後市の就労困難者がセミナーで育てた農作物を西成区の生活困窮者(ホームレスの方)の生活支援に活用し、支援自体の意義を持つとともに、受講生にとって働いた成果が「他人の役に立つ」との尊い意義を直接感得していただく。

○収穫した農作物の販売を通じて働く喜びを感得するとともにその方法を学び、分配により得た収入をもってモチベーションの向上を図る。

